

居宅サービス 重要事項説明書 【訪問介護】

社会福祉法人 宝寿会
青山苑ヘルパーステーション

介護保険事業所番号 2874005040

住 所 姫路市青山 1470-141
T E L (079) 267-7115
F A X (079) 267-7112

訪問介護サービス重要事項説明書

この訪問介護重要事項説明書は、要介護状態にあるお客様が、訪問介護サービスを受けられるに際し、お客様やそのご家族に対し、当事業所の事業運営規定の概要や訪問介護従業者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 当事業所が提供するサービスについてのご相談窓口

電話番号	(079) 267-7115 ※午前9時 ～ 午後5時迄
担当者氏名	サービス提供責任者 高井 美保

* ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2. 当事業所の概要

(1) 当法人（以下、事業者と記載します）

法人名	社会福祉法人 宝寿会
法人所在地	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241 番地 3
代表者氏名	理事長 小野田 準子
代表番号	TEL : (0790) 32-2257 FAX : (0790) 32-2596
設立	平成5年3月23日
実施サービス	特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、老人介護支援センター事業、デイサービス事業、老人短期入所事業、ケアハウス、訪問介護・介護予防訪問介護事業

(2) 訪問介護サービス提供事業所（以下、当事業所と記載します）

事業所名	青山苑ヘルパーステーション
所在地	姫路市青山 1470-141
電話番号	TEL : (079) 267-7115
FAX番号	FAX : (079) 267-7112
介護保険指定業者番号	訪問介護 (2874005040)
サービス提供地域 ※	姫路市（家島町を除く）・たつの市・太子町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(3) 当事業所の職員体制

職 種		内 訳
管 理 者		1 名（常勤・ <u>兼務</u> ）
サービス提供責任者		1 名（常勤 1 名、非常勤 名）
サービス 従業者	看護師	1 名（常勤 名、非常勤 1 名）
	介護福祉士	1 1 名（常勤 4 名、非常勤 8 名）
	初任者研修修了者	1 8 名（常勤 1 名、非常勤 1 7 名）

(4) 営業日及び受付時間

営 業 日	年中無休
受 付 時 間	月～日・祝日 午前 9 時 ～ 午後 6 時迄
緊急連絡先	TEL：（0 7 9） 2 6 7－7 1 1 5

(5) 従業者の業務内容

職 種	業 務 内 容
管理者	○サービス提供責任者などの従業者の管理 ○指定訪問介護のご利用申し込みに係る調整 ○業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に実施 ○当事業所の従業者に、厚生労働省令で定められた指定訪問介護の人員基準および運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令
サービス 提供責任者	○お客様の日常生活全般の状況および希望を踏まえた指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した訪問介護計画の作成及びお客様への説明 ○指定訪問介護のご利用申し込みに係る調整 ○サービス従業者への技術指導、お客様状況の連絡 ○サービス従業者からの連絡・報告等の記録 ○サービスの内容の管理 ○サービス担当者会議への出席 ○居宅介護支援事業所や市区町村、地域包括支援センター等の関係機関への連絡・調整業務 ○訪問介護事業所の運営上の必要な事務処理
サービス 従業者	○訪問介護計画、サービス提供責任者の指示に基づき、お客様の居宅においてサービス提供を実施

3. サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
その他	外出援助・相談援助・健康チェックなど

4. 利用料金

(1) 基本料金（非課税）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、各利用者の負担割合に応じた額となります。但し介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金／昼間 午前 8 時～午後 6 時】※特定事業所加算込み

サービス内容	基本料金	利用者負担（1 割）	利用者負担（2 割）	利用者負担（3 割）
身体 01・Ⅱ	1,827 円	183 円	366 円	549 円
身体 01・夜・Ⅱ	2,287 円	229 円	458 円	687 円
身体 1・Ⅱ	2,736 円	274 円	548 円	821 円
身体 2・Ⅱ	4,349 円	435 円	870 円	1,305 円
身体 3・Ⅱ	6,371 円	638 円	1,275 円	1,912 円
身 1 生 1・Ⅱ	3,471 円	348 円	695 円	1,041 円
身 1 生 2・Ⅱ	4,196 円	420 円	840 円	1,259 円
身 1 生 3・Ⅱ	4,931 円	494 円	987 円	1,480 円
身 2 生 1・Ⅱ	5,074 円	508 円	1,015 円	1,523 円
身 2 生 2・Ⅱ	5,809 円	581 円	1,162 円	1,743 円
生活 2・Ⅱ	2,011 円	202 円	403 円	604 円
生活 3・Ⅱ	2,470 円	248 円	495 円	742 円

* 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

* 2 名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、お客様の同意を得た上で通常利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

* 緊急時に計画外のサービスを提供する場合があります、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、お客様より別途料金をいただくことがあります。

* 介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は基本料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、当該市町村窓口へ提出して払戻しを受けてください。

(2) 加算（非課税）

- ・ 初回加算…初回訪問月に 200 単位を算定
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）…基本料金に対し、10%を算定
- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…基本料金の 24.5%を算定

(3) 減算（非課税）

- ・ 同一敷地内建物等に居住する者への提供…基本料金に対し 10%を減算
- ・ 同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者 50 人以上の場合）…15%を減算
- ・ 同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上の場合…12%を減算
- ・ 同一敷地内建物等以外に居住する者への提供（利用者 20 人以上の場合）…10%減算

(4) 交通費（課税）

サービス提供事業所の営業地域以外のお客様は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費が必要となります。

移動交通手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実 費
自 動 車 等	実費相当額

- * 通院介助に於けるお客様の居宅と病院の往復により移動交通費（サービス従業者の移動交通費を含みます）が発生する場合には、原則としてお客様の負担になります。
- * 買い物代行サービスに於けるお客様の居宅と商店の往復により移動交通費が発生する場合には、原則としてお客様の負担になります。
- * サービス従業者の移動手段は地域により異なります。

(5) お支払方法

利用料金(自己負担金)は、次のいずれかの方法によるお支払をお願いします。

- ①自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月 1 回引き落とします）。
- ②現金払い(サービス提供時に毎回または月 1 回規定日にお支払いください)。

- * 居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったんお客様が基本料金をお支払い下さい。サービス提供証明書を発行しますので、その後市町村に対して保険給付分（9 割）を請求してください。

5. キャンセル

- (1) お客様の都合でサービスを中止する場合には、サービス実施日の 24 時間前までにご連絡下さい。それ以降のご連絡のない無断のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので予めご了承下さい。但し、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(2) キャンセル料は、お客様負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の 12 時間前	無料
サービス利用日の 12 時間以内	500 円

* 救急車・主治医等が関わる緊急対応が生じた場合はキャンセル料をいただきません。

キャンセルの連絡先名称	青山苑ヘルパーステーション
キャンセルの連絡先電話番号	TEL : (079) 267-7115

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中にお客様の容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに従って、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

7. 相談・要望・苦情などの当事業所窓口

訪問介護サービスに関する相談、要望、苦情などは専門相談員か下記窓口までお申し出下さい。

(1) 当事業所のサービス相談、要望、苦情等窓口

電 話 番 号	(079) 267-7115	
受 付 時 間	営業日の午前 9 時～午後 5 時	
苦情受付担当者	サービス提供責任者 高井 美保	
苦情解決責任者	管 理 者 高井 美保	
第 三 者 委 員	(民生委員) 岸岡 孝昭	079-266-3529
	(宝寿会理事) 中村 シゲ子	090-3895-9267

(2) 行政機関のサービス相談、要望、苦情等窓口

市 区 町 村 名	姫路市役所 介護保険課
電 話 番 号	(079) 221-2923
受 付 時 間	午前 8 時 35 分～午後 5 時 20 分

(3) 国民健康保険団体連合会のサービス相談、要望、苦情等窓口

国 保 連 合 会	兵庫県国民健康保険連合会
電 話 番 号	(078) 332-5601

*** 苦情への対応について**

当事業所は、お客様に対して、自ら提供した訪問介護サービスに係る苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- ①苦情の受付
- ②苦情内容の確認
- ③苦情解決責任者等への報告
- ④お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- ⑤苦情の解決に向けた対応の実施
- ⑥再発防止、および改善の実施
- ⑦お客様への苦情解決結果の説明・同意
- ⑧苦情解決責任者等への最終報告

8. 介護保険法及び厚生労働省令の改正について

国が定める「介護給付費（介護報酬）」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に改正があった場合、当事業所の料金体系及び人員、設備及び運営に関する基準は、国が定める「介護給付費（介護報酬）」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に準拠するものとします。

当事業所は、訪問介護サービスの提供開始に当たり、訪問介護のサービス内容及び重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、当事業者、お客様（または家族・代理人）は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

令和 7 年 月 日

事業者 所在地 兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241-3

社会福祉法人 宝寿会

事業者名 理事長 小野田 準子 (印)

事業所 所在地 姫路市青山 1470-141

青山苑ヘルパーステーション

事業所名 管理者 高井 美保 (印)

説明者 (印)

私は、本書面により、事業者から訪問介護サービス内容および重要事項の説明を受け、これについて同意します。

令和 年 月 日

お客様 住所

氏名 (印)

ご家族（お客様との続柄： ）

住所

氏名 (印)

ご家族代表（お客様との続柄： ）

住所

氏名 (印)